

【2023年1月10日以降用】

旅々やまぐち割プラス
(全国旅行支援)



日帰り登録旅行事業者用マニュアル
(2023年1月10日～2023年7月14日)

令和5年3月14日
〈二校〉

旅々やまぐち割プラス事務局

更新履歴

更新履歴	更新日	更新内容
初校	2022年12月21日	新規作成
二校	2023年3月10日	P3 注釈(※2) 一部修正 P4 対象期間 修正 販売期間 修正 P6 期間修正 P7 クーポン発行の流れ 参照ページ修正 P8 補助金精算書類について 一部期間修正 P12 対象の日帰り旅行商品について 参照ページ修正

全国を対象とした観光需要喚起策

1. 日帰り旅行における統一窓口の取扱業務 P. 3
2. 事業概要 P. 4
3. 旅行申込時/旅行当日の流れ P. 5
4. クーポン配布枚数カレンダー P. 6
5. 地域限定クーポンの取り扱いに関して P. 7
6. 補助金精算関連 P. 8
7. 対象の日帰り旅行商品について P. 9-13

統一窓口 旅行事業者用お問い合わせ

- ① 事業者登録・補助金管理/精算対応に関して
統一窓口 TEL:03-6635-3655
(受付時間:10:00-17:00 休業日:土・日・祝日)
- ② 基本ルール・ツアー造成対応に関して
統一窓口 旅行事業者用お問い合わせ窓口 TEL:03-6635-3669
(受付時間:10:00-17:00 休業日:土・日・祝日)

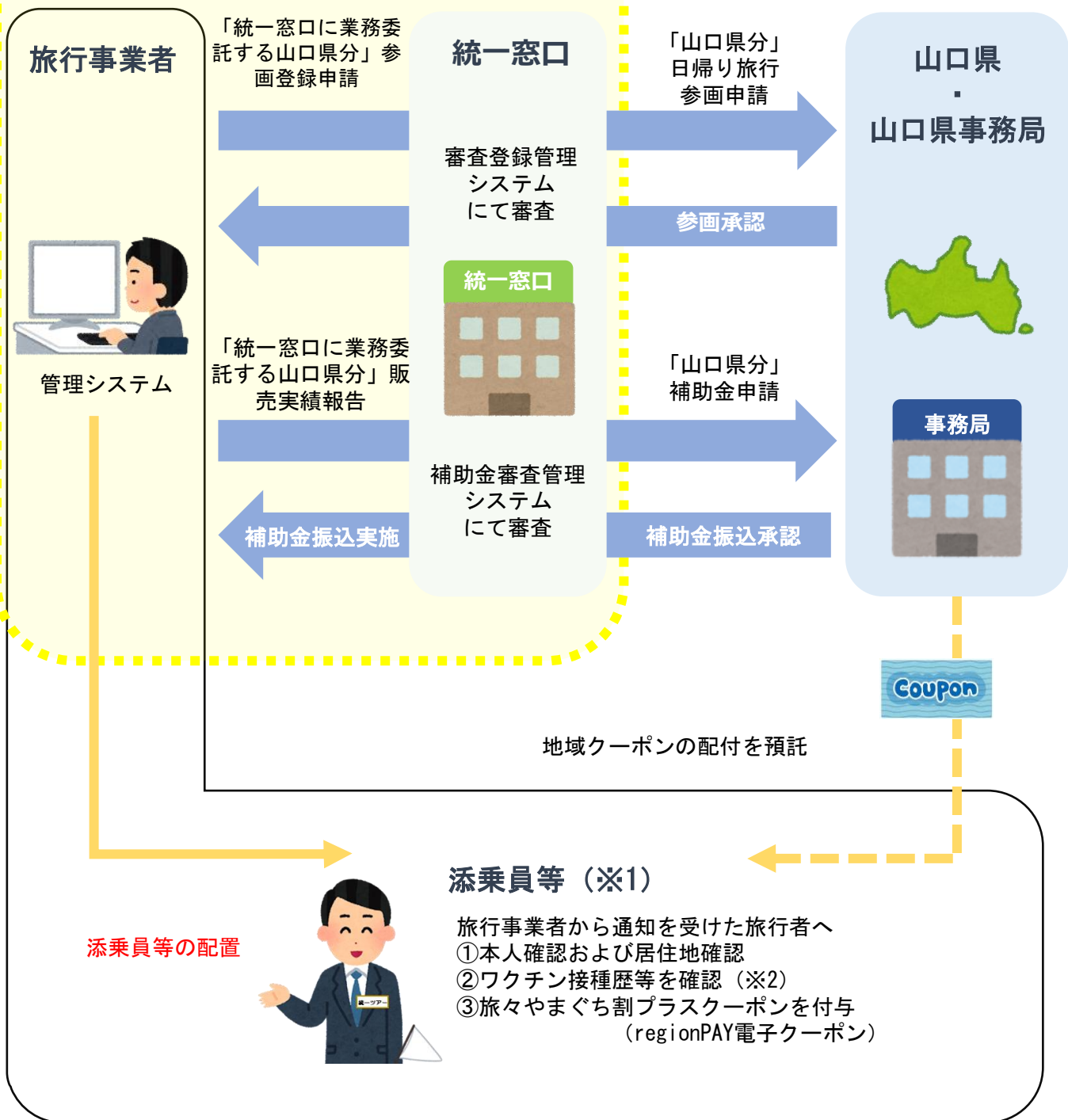
旅々やまぐち割プラス事務局お問い合わせ

- ① 事業全般(地域クーポンを含む)、日帰り旅行に関してのお問合せ
旅々やまぐち割プラス事務局 TEL:083-976-1052
(受付時間:09:30-17:30 休業日:土・日・祝日、12/30~1/3)
- ② 電子クーポンに関して
旅々やまぐち割プラス電子クーポンコールセンター
TEL:0120-265-304
(受付時間:9:00-17:00 休業日12/30~1/3)

1. 日帰り旅行における統一窓口の取り扱い業務

統一窓口の取扱い

主体となる 都道府県の取扱い



※1・・・本マニュアルにおいて、添乗員または旅行事業者が定める係員等を指します。

日帰り旅行において、**添乗員がいない商品の場合は必ず係員等を配置し旅行当日の出発までに各確認を実施ください。**

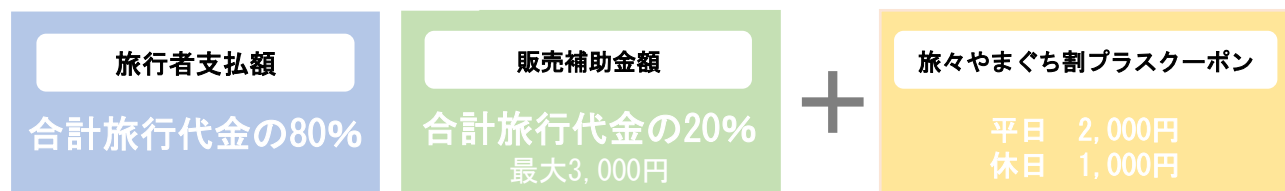
※2・・・運用が統一されます。販売時に旅行者へ利用条件を案内し、確認の重複や漏れを防ぐため、旅行事業者は、全国旅行支援の適用有無及び事前確認の状況について、当日対応を行う者に伝達ください。

2. 旅々やまぐち割プラス（全国旅行支援）事業概要

旅行商品の利用者	日本国内に居住する旅行者
補助対象	統一窓口の基本ルールに準じます。（統一窓口取扱マニュアルP6～P9）
対象期間	旅行期間：2023年1月10日（火）～7月14日（金） 【事業期間外：2023年4月29日（土）～2023年5月7日（日）】
販売期間	2022年12月23日（金）※～2023年7月14日（金） ※全国旅行支援対象商品販売開始日2022年12月23日（金）以降に予約がなされた対象旅行商品が対象となります。 なお、延長期間分2023年4月1日（金）～2023年7月14日（金）の販売開始日は2023年3月15日（水）とします。 ※受注型企画旅行については、確定書面の交付日が全国旅行支援対象販売開始以降であって、旅行の実施日が対象期間内であれば、補助対象となります。
補助金交付額	<ul style="list-style-type: none"> 旅行代金への販売補助金：旅行代金の20% 上限金額は3,000円 旅々やまぐち割プラスクーポン（地域限定クーポン／電子クーポン） 平日2,000円/人 休日1,000円/人
最低旅行代金	平日3,000円/人 休日2,000円/人
使用可能回数	ひとりあたりの回数制限なし（複数回の使用可能）
その他割引との併用	可 ただし他割引適用後に本補助金を適用すること※国のGOTOトラベルとの併用不可
本人確認	旅行当日、「添乗員等」により「氏名及び住所」が確認できる本人確認書類にて旅行者全員の本人確認及び居住地確認を行う ※本人確認書類は、全国を対象とした観光需要喚起策FAQ<旅行事業者用>をご参照ください
キャンセル料への適用	不可。新型コロナウイルス感染症の感染状況等の影響により、事業の一時停止が発生した場合、本事業方のキャンセル料の補填はありません
ワクチン・検査パッケージ	新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種済であること （山口県民は2回接種済で可）又は検査結果が陰性であること ※旅行当日までに、旅行者全員分の予防接種済証等の確認が必要 ※予防接種済証等については、本事業ホームページをご参照ください
クーポン有効期限	旅行実施日
クーポン配布方法	旅行当日、「添乗員等」により本人確認及び居住地確認と（事前確認ができていない場合は）予防接種済証等の確認次第、配布

●補助金の内訳

旅行代金（税込）



補助金

（販売補助金と旅々やまぐち割プラスクーポンが1セット）

4. クーポン配布枚数カレンダー

◇平日:2,000円



◇休日:1,000円



土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

2023年3月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
26	27	28	1 2,000円	2 2,000円	3 2,000円	4 1,000円
5 1,000円	6 2,000円	7 2,000円	8 2,000円	9 2,000円	10 2,000円	11 1,000円
12 1,000円	13 2,000円	14 2,000円	15 2,000円	16 2,000円	17 2,000円	18 1,000円
19 1,000円	20 2,000円	21 1,000円	22 2,000円	23 2,000円	24 2,000円	25 1,000円
26 1,000円	27 2,000円	28 2,000円	29 2,000円	30 2,000円	31 2,000円	1

2023年4月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
26	27	28	29	30	31	1 1,000円
2 1,000円	3 2,000円	4 2,000円	5 2,000円	6 2,000円	7 2,000円	8 1,000円
9 1,000円	10 2,000円	11 2,000円	12 2,000円	13 2,000円	14 2,000円	15 1,000円
16 1,000円	17 2,000円	18 2,000円	19 2,000円	20 2,000円	21 2,000円	22 1,000円
23 1,000円	24 2,000円	25 2,000円	26 2,000円	27 2,000円	28 2,000円	29
30	1	2	3	4	5	6

2023年5月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
30	1	2	3	4	5	6
7	8 2,000円	9 2,000円	10 2,000円	11 2,000円	12 2,000円	13 1,000円
14 1,000円	15 2,000円	16 2,000円	17 2,000円	18 2,000円	19 2,000円	20 1,000円
21 1,000円	22 2,000円	23 2,000円	24 2,000円	25 2,000円	26 2,000円	27 1,000円
28 1,000円	29 2,000円	30 2,000円	31 2,000円	1	2	3

2023年6月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
28	29	30	31	1 2,000円	2 2,000円	3 1,000円
4 1,000円	5 2,000円	6 2,000円	7 2,000円	8 2,000円	9 2,000円	10 1,000円
11 1,000円	12 2,000円	13 2,000円	14 2,000円	15 2,000円	16 2,000円	17 1,000円
18 1,000円	19 2,000円	20 2,000円	21 2,000円	22 2,000円	23 2,000円	24 1,000円
25 1,000円	26 2,000円	27 2,000円	28 2,000円	29 2,000円	30 2,000円	1

2023年7月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
25	26	27	28	29	30	1 1,000円
2 1,000円	3 2,000円	4 2,000円	5 2,000円	6 2,000円	7 2,000円	8 1,000円
9 1,000円	10 2,000円	11 2,000円	12 2,000円	13 2,000円	14 2,000円	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

5. 地域限定クーポンの取り扱いに関して



旅々やまぐち割プラスの電子クーポンは「regionPAY aLPHA」を利用します。

ログインID、パスワードは「regionPAY aLPHA」を利用している都道府県事務局と共通です。

4月1日以降のクーポンについては
3月24日(金) 0:00~
発券が可能です。

regionPAY aLPHA導入手順

①山口県事務局にID紐づけの申し出をする

A. 2022年の事業で日帰り旅行登録 済⇒事務局までメールで継続の旨ご連絡ください。

※12/13までにアンケートで継続申し出いただいた事業者様は紐づけ手続き中です。

B. 日帰り旅行登録 未⇒統一窓口お知らせ欄へ掲載している方法にて登録申請が必要です。

②IDの発行または、紐づけが完了したら

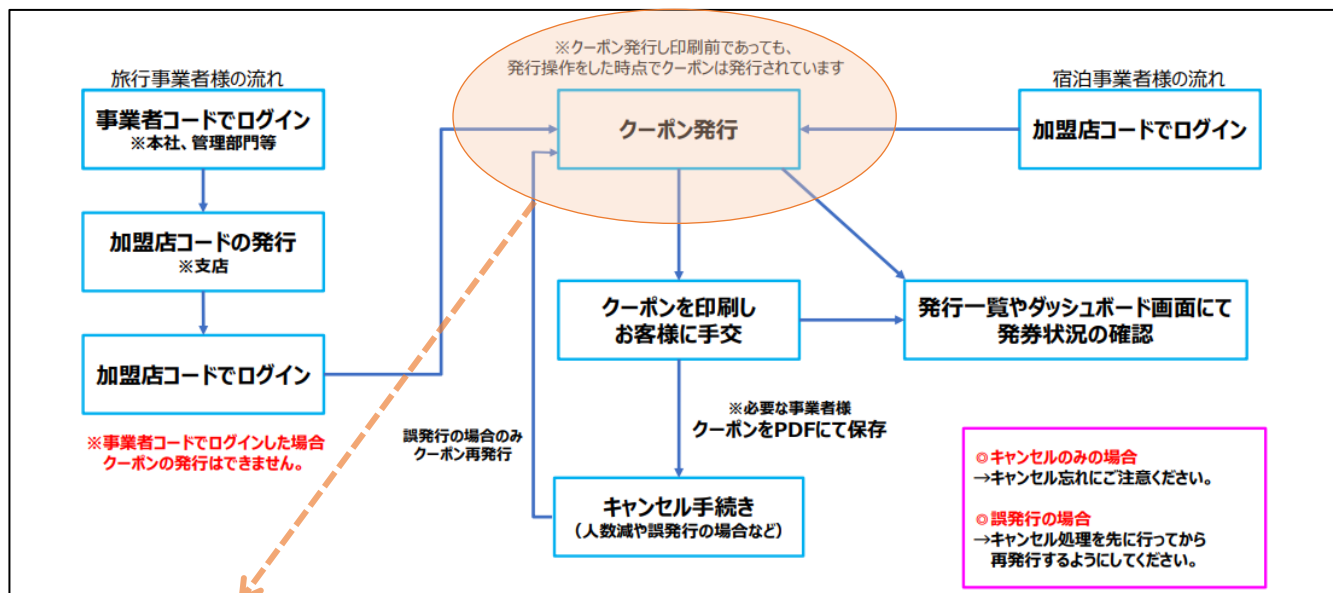
A. 他都道府県でID登録がすでにある。⇒とくに作業はありません。

B. 山口県の登録で初めてIDができた。⇒「子アカウント」の作成が必要です。

旅行・宿泊事業者用管理画面マニュアルP9以降参照

クーポン発行の流れ

発行方法は、旅行・宿泊事業者用管理
マニュアルP23以降を確認ください



旅々やまぐち割プラスクーポンの発行方法注意点！

・旅行・宿泊事業者用管理マニュアルP27では「予約番号」が任意となっていますが、旅々やまぐち割プラスでは予約番号の入力は必須といたします。
(管理上の番号など付与していない場合は、「なし」と入力ください)

お客様とのクーポン券の受け渡しに関しては各旅行事業者にて管理ください



6-1. 補助金精算関連

補助金申請業務の流れは、補助金申請マニュアルをご確認ください。
過去に施行された各県民割と違い、申請方法等変更となりますのでご注意ください。

	1st 旅々やまぐち割プラス 2022年（全国旅行支援）	2nd 旅々やまぐち割プラス 2023年（全国旅行支援）
補助金申請	統一窓口 (補助金審査管理システム)	統一窓口 (補助金審査管理システム)
クーポン関連	旅々やまぐち割プラス事務局 ※クーポン発行実績報告書	電子クーポン発行のため 実績報告は不要です

○全国旅行支援事業の補助金精算書類について

保管書類は都道府県事務局及び国の監査機関の求めに応じて提出していただく場合があります。

統一窓口取扱マニュアルP31.32記載の書類を、補助金のお支払いを受けた年度の翌年度から5年間保管ください。※事業終了日に準じます。例：令和10年7月31日

同意確認書面はあくまで申請の際に提出が必要な書類ではなくなるという変更ですが、本事業利用者にはご記入頂くことを推奨します。

販売補助金の上限額はひとり1旅行あたり3,000円です。統一窓口取扱マニュアル「P6～9で示す基準・考え方を満たさないもの」「個人で手配・利用するもの」「事前に旅程（旅行条件）として確定していないもの（現地で追加手配が発生したもの等）」は補助の対象外です。

(1)日帰り旅行商品とは

○日帰り旅行は、次のA群とB群をそれぞれひとつ以上組み合わせた旅行商品です。本事業では、旅行当日に「添乗員等」により「氏名及び住所」が確認できる本人確認書類にて旅行者全員の本人確認及び居住地確認を行うことが補助対象商品を販売する前提となります。添乗員がいない商品の場合は、当該確認を実施する係員等を配置してください。詳細は統一窓口取扱マニュアルP29をご確認ください。

○A群：旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている往復の運送サービス



航空



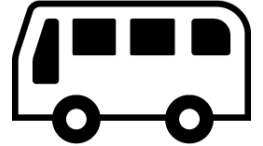
鉄道



船舶



タクシー



バス（一例）



○B群：旅行目的地での消費に寄与する現地アクティビティ等（運送・宿泊以外の旅行サービス）



食事・飲み物



ゴルフ



現地レンタカー



日帰り温泉



動物園（一例）

(2)日帰り旅行商品を構成する要件を満たさないもの

○社会通念上、出発地から旅行目的地への移動とは考えられない、近距離での移動に使用される運送サービス

例：同一市町村内の移動等

○社会通念上、運送サービスによる移動のみを主たる目的とする（運送サービスの値引きを目的とする）ために含めたと考えられる現地アクティビティ等

例：「無料の入場施設」、「廉価なもの」、「権利放棄を前提としたもの」等

○旅行目的地での消費に寄与しない現地アクティビティ等

例：発地積込みのお弁当、旅行目的地に工場のある全国メーカーの時計付旅行商品

例：＜新山口駅発＞錦川鉄道「錦川清流線」乗車！岩国日帰り旅行

商品内容：新山口駅から鉄道乗車駅までの往復バス+錦川鉄道往復乗車券+発地積込みのお弁当⇒補助金**対象外**となる。

対象外のポイント：発地積込みのお弁当は現地アクティビティの対象外となる。

食事が【岩国市内ホテルにて「岩国寿司」ランチ】等であれば対象となる。

(3)日帰り旅行商品における複数の都道府県を訪問する場合の補助金申請先

旅程に含まれる都道府県の中から、**旅行事業者**が「主たる目的地」を定めてください。
補助金は「主たる目的地」となる都道府県より交付されます。以下参照ください。

- ・地域クーポンを利用可能であること
(滞在時間が十分にある、使用可能店舗が複数ある等)
- ・商品に関連する都道府県の中で手配にかかる対価が最も高いB群(現地アクティビティ等)が含まれていること
- ・商品に関連する都道府県の中での滞在時間が最も長くなり、多くの消費が期待されること 等

補助対象とする旅行商品の基準・考え方

① 現金および現金同等に扱われる金券、換金目的または換金性の高いものを含む場合

次のような「現金」、「現金と同等に扱われる金券類」、「有価証券」、「購入した旅行事業者以外で旅行者が容易に払い戻し可能な普通乗車券類」等を旅行代金に含めることは、旅行代金を水増しする行為と判断し、「旅行全体」が補助の対象外です。

- 現金および金券類 (QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等紙・デジタルを問いません)
ただし、次の(ア)～(ウ)の**すべてを満たすものに限って**は商品に含めることが可能です。
 - (ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、券面に記録されたものであるただし宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能
 - (イ) 用途が具体的に特定されている、または限定された複数の用途の中からひとつを選択して利用するものである
 - (ウ) 当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できるものである
- 鉄道の普通乗車券 (特急券:指定席券等を含む)、回数券、普通航空券 (往復航空券や上位クラス利用料金を含む) 等
ただし、統一窓口取扱マニュアルP25.30に規定のとおり「旅行事業者における適切な管理がなされている場合」は商品に含めることが可能です
- 収入印紙や切手

② 自社で価格決定をする旅行商品に対して割引を行った場合

補助の対象となる旅行商品の価格を決定している事業者が当該商品に対して割引クーポンやポイント等(名称を問いません)を付与する旅行は、次のように取扱ってください。

- 価格決定権がある事業者が自らの補助対象商品にのみ付与する割引クーポン等
⇒ 付与することは制限しませんが、本事業の補助額を算出する前に適用ください。
(例 10,000円の旅行で1,000円の割引クーポンを利用する場合は、1,000円分を事前に引いた9,000円を基準として販売補助額を算出します)
 - 価格決定権がある事業者が自らの補助対象商品にのみ付与するポイント等
⇒ 付与できません。
- ※「第三者の原資により付与されているもの」、「本事業開始前より恒常的に顧客販促で適用されているもの」、「広く全ての会員に適用されるもの」等の付与を妨げるものではありません。

●補助の対象として不適切なものを含む旅行商品

次の基準・考え方に照らして旅行商品を造成・販売ください。

基準・考え方を満たさない場合は、旅行全体が補助の対象外となりますが、当該部分が明確に切り分けて販売できる場合に限り、当該代金を差し引いた申請は補助の対象となります。

①感染拡大防止の観点から問題がないこと

山口県の定める感染拡大防止策を遵守していることが前提です
山口県感染症ガイドラインにてご確認ください。

②商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること

商品に含む物品やサービスの内容は、当該商品の目的に沿っており、かつ旅行目的地での消費に寄与している(旅行目的地に関連している)必要があります。

例：下関までの往復バス(山口県では無料の観光)+北九州の観光を目的とした旅行(福岡県では有料の観光)

③商品に含まれる物品やサービスの価額が通常料金の水準を超えないこと

上記②を前提としたうえで、物品やサービスの価額については、そのおおむね2倍を上限の目安にしてください。

④旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること

旅行商品に含む物品やサービスが、旅行期間中に旅行者が享受できるものが基本となりますが、その特性上、旅行の開始前からまたは旅行の終了後においても商品に付随する者は補助の対象にできません。

例：行程に組み込まれた絵付け体験で、後日焼きあがった陶器が配送される。

⑤行程に国外の地域が含まれないこと

⑥ライセンスや資格の取得を目的としないこと

例：ダイビングライセンス取得日帰りツアー

⑦上記①～⑥のほか、対象商品として適切でないと認めるもの

旅行は多様な価値創出や企画によって成立するものであることを踏まえ、上記①～⑥の判断基準に照らした上で、個別具体的な補助の対象とするものか否かを**社会通念上の観点も含めて総合的に判断**します。

●日帰り旅行商品における地域クーポンの取扱い

統一窓口取扱マニュアルP10記載の通り、補助金は「販売補助金」と「地域クーポン」が一体となり構成されており、どちらか片方だけの補助は出来ません。ただし、日帰り旅行における地域クーポンの配付には過大な事務負担が生じえる事を踏まえ、日帰り旅行に限り、対象都道府県の判断により全部または一部の日帰り旅行について、地域クーポンを配付しないこともできるとしています。

山口県においては、地域クーポンを配布いたします。本県では、「販売補助金」と「地域クーポン」の両方が必須となりますので、どちらか片方だけの補助は出来ません。

7-4. 対象の日帰り旅行商品について

日帰り旅行商品を構成する要素の判断例

統一窓口取扱マニュアルP30

A群	運送サービス	1	航空：団体割引運賃、団体包括運賃、個人包括運賃	○	
		2	鉄道：JR券マル契乗車券	○	
		3	航空：普通運賃、個人用各種割引運賃	△	券面に金額が記載されたものを利用する場合。 「旅行事業者における適切な管理がなされたことを証明する書類の保管をする場合」に限り対象 保管が必要となる書類は統一窓口取扱マニュアルP31. 32をご確認ください。
		4	鉄道：個人用の乗車券、特急券、寝台券、指定席券、企画乗車券等	△	
		5	航空：JR団券、団体乗車券	△	
		6	乗合バス：定期観光バス・高速バス	△	
		7	予め行程と料金が決まっている路線バス	△	
		8	船舶（遊覧船はA群対象外）	△	
		9	貸切バス	○	
		10	予め行程と料金が決まっているタクシー、ハイヤー	○	
B群	現地アクティビティ等	1	食事・飲み物	○	
		2	お弁当	○	発地積込みは日帰りの要件としては対象外
		3	お土産	○	発地積込みは日帰りの要件としては対象外 目的地に関係のないものは対象外
		4	観光・入場	○	
		5	体験型アクティビティ等	○	
日帰り旅行に加える事が可能な物品やサービスの例		添乗員・ガイド同行費用			○
		旅行計画作成にかかる企画料金 ※受注型企画旅行			○
		旅行業務取扱料金 ※手配旅行			○
		金券類等 条件を満たした場合一部対象(統一窓口取扱マニュアルP7)			×
		旅行者の手配による運送サービスや現地アクティビティ等			×
		お布施や賽銭等実質的な喜捨金(寄附)に該当するもの ※拝観料に限り対象とします			×

7-5. 対象の日帰り旅行商品について

その他の留意すべき旅行商品

統一窓口取扱マニュアルP8

以下の2点においては、旅行全体が補助の対象外となります。

①配宿行為を伴う特定の大会への参加を目的とする場合

次の特定の大会では、配宿センターにより旅行者へ宿泊施設が割り当てられます。

そのため、旅行者が任意の宿泊施設を選択することができません。旅行者への公平な旅行商品の提供ができないため、次に定める特定の大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場及びその補佐を目的とした旅行は「旅行全体」が本事業の対象外となりますのでご注意ください。

この取り扱いを求める特定の大会は次の9つのみです。

また、この規定は配宿行為を伴わない旅行(参加者の応援をするためのいわゆる応援団による旅行等)を制限するものではありません。

- ・国民体育大会
- ・全国障害者スポーツ大会
- ・全国高等学校総合体育大会(インターハイ)
- ・全国中学校体育大会(全中)
- ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)
- ・全国植樹祭
- ・全国育樹祭
- ・全国豊かな海づくり大会(豊漁祭)
- ・全国高等学校総合文化祭(高校総文祭)

②公費出張の場合

公費出張は補助の対象外です。

③本事業の対象外となる期間が含まれた旅行商品について補助の対象外です。

旅行契約に定められた旅行期間の中に、「対象期間外」の日程が含まれている旅行は補助の対象外となります。